

特定非営利活動法人日本ヒマラヤン・アドベンチャー・トラスト定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本ヒマラヤン・アドベンチャー・トラスト（略称 HAT-J）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都小金井市緑町5丁目19番14号におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人はヒマラヤ地域の環境保護のために、ヒラリー卿の提案により設立された国際機関 HAT (HIMALAYAN ADVENTURE TRUST) の趣旨に賛同して設立されたもので、ヒマラヤ地域に限らず、わが国および世界各地の山岳地域の環境保全について、各国の関係者と情報交換を行うことにより、登山者の立場からなすべき行動について実践を通じてアピールを行うとともに、野外活動を通じて次代をになうべき青少年に対し環境教育を行い、山岳環境保護に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 1. 山岳地域の環境保全に関する指導啓蒙に必要な集会、研究会および講演会等の開催事業
 2. 野外活動を通じての環境教育の実施事業
 3. 国内の登山者に対するゴミ持ち帰り運動の推進ならびに清掃登山の企画立案及び実施事業
 4. ヒマラヤ地域等、国外の山へ出かける登山隊およびトレッカーに対する環境保全についての指導啓蒙事業
 5. ヒマラヤ清掃登山隊の派遣ならびに援助事業
 6. 山岳地域の環境保全に関する国際会議の開催事業
 7. 機関紙および会報の刊行事業
 8. 目的を同じくする国内および国外団体との連絡、情報の交換事業

9. その他、目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

1. グッズの作成・頒布事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の社員とする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

2. 準会員 この法人の目的に賛同して入会した18歳未満の個人

3. 賛助会員 この法人の目的に賛同して、事業を賛助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。ただし、準会員は、18歳未満の個人に限るものとする。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な事由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の滅失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 退会届けを提出したとき。

2. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

3. 継続して2年以上会費を滞納したとき。

4. 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員をおく。

理事 5名以上10名以内

監事 2名

2. 理事のうち、1名を会長、1名を理事長とする。
3. 必要に応じ理事のうち、1名を専務理事、1名を事務局長とすることができる

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2. 会長、理事長、専務理事、事務局長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 会長は本会の業務を総理し、本会を代表する。会長に事故あるとき、または、欠員となったときは、理事長がその職務を代行する。

2. 理事長は、会長を補佐するとともに、理事会の業務を総理し、会長とともに本会を代表する。
3. 専務理事は、会長、理事長を補佐し、会の業務を統括する。
4. 事務局長は、会長、理事長、専務理事を補佐し、日常の業務を処理する。
5. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及びは理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

第16条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

第17条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員任期は前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
4. 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情

のある場合には、その任期中であっても、総会および理事会の議決により、会長がこれを解任することができる。

(評議員等)

第 18 条 評議員若干名を置くことができる

2. 評議員は、会員のうちから理事会が推薦し、総会で選任する。
3. 評議員は理事を兼ねることはできない。

第 19 条 評議員は理事会の諮問に答え、会長に対し必要と認めた事項について助言する。

第 20 条 評議員の任期等は、第 17 条の規定を準用する。

第 21 条 顧問若干名をおくことができる。

2. 顧問は理事会の承認を得て、会長がこれを委託する。
3. 顧問は、本会の事業の運営について、会長の相談に応じ、必要と認めた事項について会長に助言する。

第 22 条 本会に事務局次長及び専門委員をおくことができる。

2. 事務局次長は理事会の承認を得て、会長が指名する。
3. 専門員は、会長がこれを委嘱する。

第 23 条 本会の事務を処理するため、事務職員をおくことができる。

2. 職員は会長が任命する。
3. 職員は有給とする。

第 5 章 総 会

(種別)

第 24 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする

(総会の構成)

第 25 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 26 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって召還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 27 条 通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する

- (1) 理事会が必要と認め、総会の招集を請求したとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 16 第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 29 条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 30 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員のなかから選出する。

(総会の定足数)

第 31 条 総会は、正会員現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第 32 条 総会における議決事項は、第 29 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 33 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 31 条、第 31 条第 2 項、第 34 条第 1 項第 2 号及び第 55 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 34 条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 35 条 理事会は理事をもって構成する・

(理事会の権能)

第 36 条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第 37 条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集があったとき。

(理事会の招集)

第 38 条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 40 条 理事会における評決事項は、第 38 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 41 条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 42 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 42 条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事数及び出席者数及び出席者名（書面表決者にあつては、その旨を記載すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 43 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 44 条 この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 45 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 46 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 47 条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 48 条 この法人の事業計画及びこれにともなう収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 49 条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 50 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 51 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 52 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 53 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 54 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 55 条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 56 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由により法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 57 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち社団法人日本山岳会に譲渡するものとする。

（合併）

第 58 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 59 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、この法人のインターネットホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑 則

（細則）

第 60 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

1 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代 表 田部井淳子

理事長 神崎忠男

理 事 田上和儀

理 事 石田要久

理 事 本木總子

理 事 野田憲一郎

理 事 廣田博

理 事 今田明子

理 事 三渡忠臣

理 事 澤村貴和

監 事 原田敬子

監 事 村頭昭徳

2 この法人の設立当初の役員の任期は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から、平成 20 年 5 月 31 日までとする。

3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31

日までとする。

- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の額とする。

正会員 5000円。ただし一家族内に1名以上の会員が存する場合、2名
目以降の会員については、会費を1000円減額する こと
ができる。

準会員 1000円

賛助会員 1口 5000円